

性別適合手術 4〜10月

公的保険適用1件

制度機能せず

心と体の性が一致しない性同一性障害(GID)の人が受ける性別適合手術に4月から公的医療保険の適用が認められたにもかかわらず、性器の除去と形成をする手術については、保険適用の事例が半年で1件にとどまることが13日、GID学会認定病院への取材で分かった。

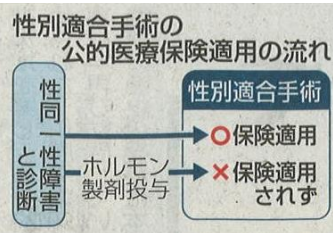
ほとんどの患者は保険が適用されないホルモン製剤投与の治療も必要なため、手術が「混合診療」とみなされて医療保険の対象外となる。費用が大きく変わらざる手術が盛んなタイへの渡航につながっており、この分野の医師は「ホルモン治療は医学的に避けられず、保険制度が機能していない」と訴えている。

GID学会などによると、性器に関する手術で保険適用が認められるのは学会認定病院のみ。そのうち実際に患者を受け入れているのは札幌医科大学、山梨大病院、岡山大病院、沖縄県立中部病院の4施設。各病院への取材によると4〜10月中旬、性器に関する手術は計28件。保険適用は8月、山梨大病院の1件だけだった。このケースは患者の体質を考慮して例外的にホルモン投与を避けていた。大半の患者はホルモンを投与し手術の是非が診断される。体の一部を除去すると復元困難で、大きな変化に心と体が適応できるか経過を見るため投与が必要とされる。

性別適合手術にはほかに乳房切除があり、この手術は体内の変化が比較的小さいため、要な状態を指すという定義が一般的。原因は一致せず、体の性別に強い違和感を覚える症状。性的少数者(LGBT)に含まれるトランスジェンダーの中で、医学的な対応が必要とされる。原因は一致せず、体の性別に強い違和感を覚える症状。性的少数者(LGBT)に含まれるトランスジェンダーの中で、医学的な対応が必要とされる。



性同一性障害
心と体の性が一致せず、体の性別に強い違和感を覚える症状。性的少数者(LGBT)に含まれるトランスジェンダーの中で、医学的な対応が必要とされる。



厚生労働省は「ホルモン製剤のGIDに対する薬事承認が取得できていない。学会とも相談して適用の検討を進めている」としている。